

平成22年3月5日

中央環境審議会地球環境部会
部会長 鈴木 基之殿

委員 進藤 孝生

地球温暖化対策基本法案に対する意見

地球温暖化対策基本法案について、以下の通り意見を申し述べさせていただきます。

1. 地球温暖化対策基本法案の拙速な策定には反対

地球温暖化対策は、将来に亘りわが国の経済や雇用に大きな影響を及ぼす極めて重要な課題であることから、国民経済や雇用等に与える影響等について明らかにした上で、国民の十分な理解と納得を得る必要がある。

しかるに、これまでのところ、どの分野において、どのような技術を用いて、どれだけの温室効果ガスを削減するのかというロードマップすら提示されず、また、当該ロードマップを実行するために必要なコスト、わが国経済や国民生活に与える影響と国民負担についての情報も開示されていない。

このように、国民への十分な判断材料の提供や、開かれた国民的議論もない中で、わが国の地球温暖化対策の基本方針となるべき法案を策定することについては、反対せざるを得ない。

2. 長期目標について

温室効果ガスの排出削減に係る長期目標に関しては、昨年G8ラクイラ・サミットにおいて、「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成するとの目標を全ての国と共有する。この一部として、先進国全体で温室効果ガスの排出量を1990年またはより最近の複数の年と比較して2050年までに80%削減するとの目標を支持する」とされている。

わが国の長期目標は、「2050年までの世界全体での排出量半減にすべての主要国が合意すること」が前提条件となっていることから、この合意が成立していない以上、法案に具体的な数値を記述すべきではない。

3. 中期目標について

2020年までに1990年比25%削減という中期目標は、「すべての主要な国が、公平かつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室

効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定される」との前提条件がついている。

この前提条件が満たされないことが十分に想定される現状で、更に言えば、2020年においてさえ満たされない場合も想定されうる中で、仮置きのように中期目標を設定することは適切ではない。そもそも、国際的な公平性の確保の他、実現可能性、国民負担レベルの妥当性についての検証もないままに中期目標を法案に盛り込むことには反対である。また、国際的な議論の状況を踏まえて目標を策定するのであるから、国内目標を先行して定めるべきではない。

4. 排出量取引制度、地球温暖化対策税等の個別施策について

日本の産業界は、省エネ設備の導入により世界最高水準のエネルギー効率を達成していることから、既存の技術による削減ポテンシャルは小さい。従って、排出量取引制度や地球温暖化対策税を導入しても、国内での削減効果が期待できないことから海外から排出権を購入せざるを得ず、膨大な国富が海外へ流出することになる。

また、わが国の主要な貿易競争相手国は、京都議定書による削減義務を負わない国々であることから、産業界にとってはこれらの国々に対する国際競争力を大きく損ない、工場閉鎖や生産縮小等により、国民経済、地域経済、ひいては雇用にも大きな影響を与えらるとともに、エネルギー効率の低い途上国等への生産シフトを通して、地球規模の温暖化防止にとっては、かえって逆効果となる。

排出量取引制度については、そもそも同制度をいち早く導入したEUにおいても削減効果が不明であり、また、公平なキャップの設定が困難であることから競争条件を歪めることや、マネーゲーム化なども懸念されている。

また、再生可能エネルギーの導入や固定価格買取制度の創設についても、それにより大幅な電気料金の上昇が見込まれるならば、産業の国際競争力や国民負担の観点から、大変な問題であり、まずは慎重な検討を先行させるべきである。

個別施策は、中長期目標とりわけ中期目標の達成のための手段であるが、その前提となるべき中期目標が、上述の通り、国際交渉まかせで流動的である中で、国民生活や産業活動に甚大な影響を及ぼす個別諸施策について、その政策効果や国民負担等の検証もないままに、その導入が基本法の中に位置づけられることについては反対である。

以上